

指定障がい福祉サービス事業者等
集団指導研修

指定事業所等の実地指導について

2021年（令和3年）7月

福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課
事業者指定・指導担当

**（１） 2020年度（令和2年度）
指定障がい福祉サービス事業所等
の实地指導の実施状況について**

2020年度（令和2年度） 実地指導件数

・ 障がい福祉サービス事業所等

事業区分		事業所数	実地指導事業所数	実施率
障がい福祉サービス	訪問系事業	74	2	3%
	日中活動系事業	108	1	1%
	居住系事業	102	0	0%
	相談支援事業	38	2	5%
障がい児通所支援		122	14	11%
計		444	19	4%

○実地指導の結果

区分		文書	口頭
従業者の員数に関すること			1
運営に関する基準	契約支給量の報告等に関すること		4
	身分を証する書類を携行すること	1	
	給付費等の額に係る通知等に関すること	1	1
	個別支援計画の作成及び一連の手続きに関すること	2	1
	緊急時等の対応に関すること		1
	勤務体制の確保等に関すること	2	1
	衛生管理等に関すること	1	2
	掲示に関すること	1	1
	個人情報の保護・秘密保持に関すること		2
	苦情解決に関すること	1	
	事故発生時の対応に関すること		3
	会計の区分に関すること	1	4
所轄庁への変更の届出等に関すること		1	4
給付費等の算定及び取扱いに関すること		1	4
その他（虐待案件の検証等に関すること）		1	
計		13	29

○実地指導の結果（概要）

	項目	指摘事項
人員に関する基準	人員に関すること	サービス提供日においては、人員基準を下回ることはないよう職員を適正に配置すること。
運営に関する基準	契約支給量の報告等	契約の変更時や終了時には契約内容報告書を市に提出すること。
	サービスの提供の記録	サービスを提供した際は、提供日や提供時間を支援の都度記録に残すこと
	身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類を携行させること。
	個別支援計画の作成等	児童発達支援管理責任者（サービス管理責任者）は、個別支援計画の作成に係る会議の記録を保存すること。
	給付費の額に係る通知	法定代理受領により障がい児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に当該給付費の額を通知すること。
	緊急時等の対応	緊急時の対応についてのマニュアルを整備すること。
	勤務体制の確保	従業者の勤務体制の実績を記録に残すこと。

項目	指摘事項	
運営に関する基準	衛生管理	常勤の従業者に対し、年1回以上の健康診断を実施すること。
	掲示	事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、苦情解決の仕組み等、サービスの選択に資する重要事項を掲示すること。
	個人情報の保護・秘密保持	採用時に従業者から誓約書を徴すなど、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を取ること
		利用者やその家族に関する情報を外部機関等に提供する際は、あらかじめ文書により、当該利用者又はその家族の同意を得ること。
	苦情解決	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録すること。
	事故発生時の対応	サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市へ報告すること。
	会計の区分	事業所ごとに経理を区分すること。
変更届事項	従業員の変更など、運営規程の内容に変更があった際は、10日以内に市へ届け出ること。	

項目	指摘事項
給付費の算定及び取扱い	<p>家庭連携加算等を取得する場合には、計画に基づきあらかじめ保護者の同意を得て就学時の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助を行うこと。</p>
	<p>欠席時対応加算を取得する場合には、障がい児又はその家族等との連絡調整その他相談援助を行うとともに、当該障がい児の状況、相談援助の内容等を記録すること。</p>
	<p>児童指導員等加配加算（Ⅰ）を取得する場合には、給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、児童指導員等を1名以上配置（常勤換算による算定）すること。</p>
その他	<p>虐待案件について、状況を検証するとともに再発防止に努め、その状況を報告すること。</p>